

会議概要

別紙2

① 豊川及び豊川放水路洪水予報連絡会

- ・ 目的 本会は水防法及び気象業務法に基づき豊橋河川事務所と名古屋地方気象台が共同して行う豊川及び豊川放水路の洪水予報業務に資するため、豊川水系内各官公庁及び諸団体の間に気象、水位などの迅速、確実な連絡を図り、もって水害の予防及び軽減を図ることを目的としています。
- ・ 事業
 1. 豊川及び豊川放水路洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に協力すること。
 2. 豊川及び豊川放水路洪水予報に関する調査研究に協力すること。
 3. 会員相互の密接な連絡を図ること。
 4. 水防に関する知識の普及を図ること。
 5. その他、本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

② 矢作川洪水予報連絡会

- ・ 目的 本会は水防法及び気象業務法に基づき豊橋河川事務所と名古屋地方気象台が共同して行う矢作川の洪水予報業務に資するため、矢作川水系内各官公庁及び諸団体の間に気象、水位などの迅速確実な連絡を図りもって水害の予防及び軽減を図ることを目的としています。
- ・ 事業
 1. 矢作川洪水予報業務として実施する観測通報、予報の連絡に協力すること。
 2. 矢作川洪水予報に関する調査研究に協力すること。
 3. 会員相互の密接な連絡を図ること。
 4. 水防に関する知識の普及を図ること。
 5. その他、本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

③ 豊川水防連絡会

- ・ 目的 本会は、河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、国土交通省豊橋工事事務所豊川管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期すことを目的としています。
- ・ 事業
 1. 重要水防箇所に関すること。
 2. 水防警報に関すること。
 3. 河川改修の状況、既往洪水における出水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な情報及び意見の交換等に関すること。
 4. 水防時の交通規制に関すること。
 5. 合同河川巡視に関すること。
 6. 水防にかかる広報宣伝に関すること。
 7. その他本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

④ 矢作川水防連絡会

- ・ 目的 本会は、河川法、水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき、国土交通省豊橋河川事務所矢作川管内の水防関係機関相互の協力及び連絡を密にし、水防対策の万全を期することを目的としています。
- ・ 事業
 1. 重要水防箇所に関すること。
 2. 水防警報に関すること。
 3. 河川改修の状況、既往洪水における出水状況、水防資器材整備状況、その他水防に必要な情報及び意見の交換等に関すること。
 4. 水防時の交通規制に関すること。
 5. 合同河川巡視に関すること。
 6. 水防にかかる広報宣伝に関すること。
 7. その他本会の目的を遂行するために必要と認められる事項。

⑤ 豊川・矢作川災害情報協議会

- ・ 目的 豊川・矢作川災害情報協議会は、豊川及び矢作川の水害防止及び軽減を図るため、関係機関相互の情報共有化及び災害時における連携の強化を推進し、公共の安全に寄与することを目的としています。
- ・ 事業
 1. 災害関連情報の共有化
 2. 各機関の災害対応を円滑に行うための方策等の検討
 3. 各沿川市町村のハザードマップ整備に関する一体的取り組み及び情報交換
 4. ハザードマップ整備における課題と問題点、解決策の検討
 5. その他本会の目的を遂行するために必要と認められる事項